

室長	専門監	主幹係長	主幹	室員	担当
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

転部HC、廃棄物課から
 関係の
 資料の提供があったので送付

メール 東部健福廃棄物
 2009/12/28 16:54

メール 東部健福廃棄物 <kftoubu-haiki@pref.shizuoka.lg.jp>に返信してください

送信者:

宛先:

cc:

件名:

関連--Checked by Antivirus--software

廃棄物リサイクル室 [Redacted] 様

お世話になります。

[Redacted] 関連の記録をお送りします。
 (既に送ったものがあるかもしれませんが、御容赦ください。)

東部健康福祉センター 廃棄物課 [Redacted]



[Redacted].zip

↓
 7/1室と
 輪掛けし
 返知のこ

熱海市伊豆山造成地におけるガラパゴスの使用について（案）

<趣旨>

〇〇〇〇は、熱海市日金町で行っている建物解体に伴う廃棄物（がれき類、木くず、鉄くず）等の一部を、同社が同市伊豆山で行っている宅地造成現場の隣接地に搬入し、堆積している。

〇〇〇〇によれば、現在日金町に堆積しているものも移動させた上でそれら廃棄物をガラパゴスを用いて破碎し、コンクリート破碎物については、造成地内の道路下層路盤として使用したいとのことである。

〇〇〇〇から、こうした行為を行ってよいのか、行政側の回答をもらいたいとの要望があった。

<対応案>

下記条件を徹底させることで、熱海市伊豆山字赤井谷〇〇〇〇における移動式破碎機の使用を認める。

条件

- 〇〇〇〇が排出事業者となる廃棄物の処理に限ること。
- 処理前に廃棄物の品目ごとに分別し破碎すること。もしくは破碎処理されたものは分別し混合されたままの状態での後の処理を行わないこと。
- 造成工事に使用するコンクリートがらの破碎物は製品（他人に有償売却できる性状のもの）として認められるものであること。
この破碎された物は、利用用途に要求される品質を満足せず、十分な品質管理がなされている製品として認められない場合には、廃棄物として処理すること。
（別添通知参照）
- 熱海市日金地内建物解体工事もしくは熱海市伊豆山地内宅地造成工事に伴い発生した廃棄物のみを処理するための破碎であること。
その他の現場から搬入される廃棄物の処理は認められない。
- 移動式破碎機を用いた廃棄物の処理について、あらかじめ、具体的な方法、処理廃棄物の品目・数量、スケジュール、使用機械の仕様等、処理計画を作成して東部健康福祉センター廃棄物課に報告し、内容の確認を受けること。
- 日々の処理実績（品目ごとの数量、処分先等）を記録、保管し、東部健康福祉センター廃棄物課に求められた際には提示すること。

<本案の[]への伝達方法>

課長名の文書をもってこの条件を伝えることとする（別途起案する）。
なお、伝達の際には下記内容を記載した指導票も併せて交付する。

<ガラパゴス使用を条件つきで認める理由>

① []

② []

③ []

④ []

<認めることに伴う留意点>

- ・熱海市役所、県土木事務所、農林事務所には [] への文書交付前にこの内容を伝達し、了解を得ておく必要がある。
- ・現場における作業が開始されれば、不適正行為（廃棄物の埋設等）が行われないよう監視を密にする必要があること。不適正行為が発見された場合には、警察への通報を速やかに行える体制を整えておく必要があること。

<指導票の内容案>

- ・平成21年7月 日現在、日金町 [] 外に存するがれき等廃棄物を堆積している行為は、廃棄物の不適正な処分が行われていると認められるので、これを早急にかつ適切に処理すること。
- ・これら廃棄物の処理について、具体的な方法、処理廃棄物の品目・数量、スケジュール、使用機械の仕様等 処理計画を作成して東部健康福祉センター廃棄物課に平成21年 月 日までに報告すること。

22

様

静岡県東部健康福祉センター

解体工事で発生する廃棄物の移動式破砕機による処理について

このことについて、貴社から移動式破砕機（いわゆるガラパゴス）の使用の可否について問合せがあったので、下記のとおり回答する。

記

1 使用の可否

廃棄物処理法の規定及び以下に記載する条件が守られる場合には、熱海市伊豆山宇赤井谷における移動式破砕機の使用を可とする。

2 使用条件

- ①貴社が排出事業者となる廃棄物の処理に限ること。
- ②処理前に廃棄物の品目ごとに分別し破砕すること。混合したまま破砕処理しないこと。
- ③造成工事に使用するコンクリートがらの破砕物は製品（他人に有償売却できる性状のもの）として認められるものであること。

具体的には、利用用途に要求される品質を満足し、十分な品質管理がなされていること。製品として認められないものについては、廃棄物として処理すること。

（別添通知参照）

- ④熱海市日金地内建物解体工事もしくは熱海市伊豆山地内宅地造成工事に伴い発生した廃棄物のみを処理するための破砕であること。
その他の現場から搬入される廃棄物の処理は認められない。
- ⑤移動式破砕機を用いた廃棄物の処理について、あらかじめ、具体的な方法、処理廃棄物の品目・数量、スケジュール、使用機械の仕様等、処理計画を作成して東部健康福祉センター廃棄物課に報告し、内容の確認を受けること。
- ⑥日々の処理実績（品目ごとの数量）を記録し、1週間ごとに東部健康福祉センター廃棄物課に報告すること。

担当 静岡県東部健康福祉センター 廃棄物課
電話 055-920-2106